

時 期	応急段階
区 分	応急生活支援
分 野	応急住宅対策
検 証 項 目	一時提供住宅

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、災害救助法（法定受託事務）
執 行 主 体	災害救助法：県 「市町長に権限を委任する規則」の一部改正（1月17日付）
財 源	県の負担額が100万円以上となる場合に依りて、以下の国庫補助 ・都道府県の支弁額/普通税収入が2/100以下の部分：国庫補助50/100 ・都道府県の支弁額/普通税収入が2/100～4/100の部分：国庫補助80/100 ・都道府県の支弁額/普通税収入が4/100を超える部分：国庫補助90/100
概 要	大震災の発生によって、住家が全焼、全壊あるいは半壊した被災者が大量に発生した場合においては、恒久住宅に移行するまでの間の応急的な住宅の供給が必要である。阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅とあわせて公営住宅等の空き室を一時的に利用する措置が講じられた。このような既存ストックの活用は評価できる反面、一時提供住宅の使用期間が短期であったことや提供された住宅の中には質の悪いものもあったことなどが問題点として指摘されている。 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国の設置する研究会等において、応急仮設住宅のあり方の1つとして、既存ストックの活用も提案されているが、その運用については今後は具体的に検討する必要がある。 数値目標 ・建設省と協議した結果、最近の入居希望者の漸減傾向、一般空家募集対象へ変更を求める各事業主体の要望等に鑑み、また今後の一時入居見通しのもと、6月1日以降の一時入居受け入れ可能戸数を14,592戸確保とすることとした。（『阪神・淡路大震災兵庫県1年の記録』兵庫県） （自力で住宅を確保できない世帯として算出した世帯数（6万世帯）から応急仮設住宅供給戸数48,300世帯（戸）を差し引いた数とするならば11,700戸となる。）

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>取組内容</p> <p>【運輸省】 運輸省においては、被災者の受入可能なホテル・旅館等（417軒）を地元自治体に提示した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p56]</p> <p>【自治省】 自治省においては、地方職員共済組合、市町村職員共済組合の宿泊施設（22施設）において被災者の受入を行った。[『平成7年版防災白書』国土庁,p56]</p> <p>【郵政省】 郵政省においては、被災者への宿泊等のため通信保養所（3施設）及び郵政研修所（3施設）の施設を提供した。また、簡易保険福祉事業団においても、簡易保険センター等（6施設）を無償で被災者に避難場所及び宿泊所として提供し、浴室開放を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p281]</p> <p>【環境庁】</p>

	<p>環境庁においては、関係団体の協力を得て、避難民の宿泊施設として国民宿舎及び国民休暇村の268室(約1,030人分)を確保した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p281]</p> <p>【文部省】 文部省においては、所管の(財)日本国際教育会館関西留学生会館で、被災した留学生に空室を無償で提供した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p56]</p> <p>【労働省】 労働省においては、阪神・淡路大震災により家屋を失った被災者の一時的居住の場や各種救済活動の拠点として、雇用促進事業団が設置している移転就職者用宿舎(雇用促進住宅)や勤労者福祉施設の提供を行った。雇用促進住宅については、兵庫県内及び近隣府県の1,733戸を提供し、その入居促進を図るため、労働省及び雇用促進事業団等から多数の職員を派遣し、神戸市において数回にわたる入居者募集活動を行った。全国に存在する雇用促進住宅についても、大阪府に設置された「被災者用公営住宅斡旋支援センター」等を通じて、被災者の入居促進を図り、全国で1,431世帯、約3,500人に、一時的居住の場として利用された。[『平成8年版防災白書』国土庁,p316-317] また、勤労者福祉施設(勤労者体育施設、共同福祉施設等)は、被災者の避難場所(約5,800人が利用)及び救援物資の保管場所並びに自衛隊等の活動拠点として幅広く利用された。[『平成8年版防災白書』国土庁,p317]</p> <p>【建設省】 建設省においては、被災者を一時的に避難させる住宅として、既存公営・公社・公団住宅等に暫定的に入居させることとし、都道府県、住宅・都市整備公団に要請した。また、その際、家賃等の徴収猶予又は減免を指導した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p320] 全国の公営住宅等の一時入居を斡旋する「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」の設立を支援した。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157][『平成8年版防災白書』国土庁,p317] 1月19日付で、「兵庫県南部地震に伴う公営住宅への入居取扱いについて」を出し、被災者が公営住宅の空家への入居を希望する場合に最大限の配慮をするよう通知した。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157] 1月25日付で、「被災者用一時使用住宅に係る入居者の選定等の取扱いについて」を出し、入居者の選定においては、老人世帯、心身障害者世帯及び母子世帯等を優先的に取扱う旨を通知した。[『甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ』兵庫県都市住宅部,p55]</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁の巡視船を、地方自治体から派遣された医師、看護婦等の宿泊施設等として提供した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p56]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (一時提供住宅の供給 成果「県」参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 [一時提供住宅の確保・供給] 公営住宅等の空き室の確保・供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災当日、住宅供給公社各事務所と連絡を取り、県営住宅の空家状況を把握、空家550戸を神戸市ほか被災各市に配分するとともに、近隣府県等に対して、空家住宅の提供を要請。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157] ・県内公営住宅主管課長に、1月19日付けの「兵庫県南部地震に伴う公営住宅への入居取扱いについて」を通知するとともに、被災者からの一時入居の相談に対応するため、23日から専用電話(10台)を設置。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157]

- ・雇用促進事業団から提供された空家1,733戸を被災者用に確保し、同事業団兵庫雇用促進センター（神戸市内）において、一時入居の募集を開始した。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157]
 - ・24日には、県庁内に岡山県の公営住宅への一時入居現地連絡窓口を開設するとともに、住宅・都市整備公団関西支社仮移転住宅特別対策班（1月21日設置）から近畿府県に所在する2,172戸の空家住宅の提供を受け、各被災市に配分した。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157]
 - ・県内公営住宅主管課長に、1月25日付けの「被災者用一時使用住宅に係る入居者の選定等の取扱いについて」を通知。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157]
 - ・26日には、大阪市内に、建設省の支援による全国の公営住宅等の一時入居を斡旋する「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が設置され、ここで全国の公営住宅等の空家状況をとりまとめ、作成した全国公営住宅等のリストを避難所等に配布して入居希望を募った。なお、兵庫県の公営住宅の空家については、県が窓口となり、公的住宅の空家リストを作成し、神戸市以外の被災市町に対して一律に割り振った。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157]
 - ・3月25日付で、大阪市内に設置されていた「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」を県住宅管理課内に移転。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p156-157]
- 民間賃貸住宅の借り上げ
- ・国の支援を得て、民間賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げた。健康面で不安の大きい高齢者や障害者などを中心に、2月8日～10日まで申し込みを受付。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p157-158]
- 企業社宅等の提供
- ・1月24日に兵庫県商工会議所連合会等を通じて、被災者受入可能な企業社宅や保養所などの情報収集を行った。その結果、県内外28企業から433戸の提供の申し出があった。県は、この情報を整理し記者発表を行うとともに、被災者への情報提供を行った。[『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p158]

[一時提供住宅への入居募集・手続き]

入居募集方法

一時提供住宅の募集方法は、各被災市町が実施する応急仮設住宅の募集とあわせて行うこととした。

入居手続き

- ・県営住宅の空家による一時提供住宅の入居（特定入居）の手続きについては、「県営住宅返還届」、「県営住宅入居申込書」、「請書（正本）」、「請書（副本）」、「県営住宅入居者名簿」を整えて、兵庫県住宅供給公社に提出しなければならない。
 - ・公社は入居者から提出された書類を確認した後、入居希望者に敷金の納付書を送付し、敷金の納付を確認した時点（領収書確認）で入居許可書を発行する。
- 一時入居から正式入居への手続き
- ・一時使用期限が経過した後も引き続き現住宅に正式入居を希望する者に対して、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する入居者資格要件の特例を適用するなど入居を認めた。
 - ・正式入居の資格は、従前に居住していた住宅が、罹災証明書により全壊・全焼または半壊・半焼であることが証明でき、かつ現に一時使用住宅へ入居していることが証明できる場合である。このため、一時的に公営住宅に入居できたとしても、罹災証明書がなければ、継続して入居はできないことになる。正式入居ができるのは、一時使用許可期限が満了した日の翌日からであり、住戸ごとに定められている家賃の3ヶ月分の敷金と家賃を納付することが必要である。正式入居にあたっては、共益費の負担はもちろんのこと、自治会活動への参加が義務づけられている。

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

公営住宅の一時入居住宅の申し出戸数・入居決定戸数等は次のとおりである。

	受入可能戸数	受付戸数	入居決定戸数	備考

他都道府県 計	21,055	8,546	5,181	21,055 戸のうち 1,069 戸は公社
住都公団・雇用促進事業団等 計	6,833	5,102	3,435	
兵庫県	県	1,098	3,363	730
	市町	690	645	638
	公社	64	53	53
	計	1,852	4,061	1,421
合計	29,740	17,709	10,037	

注：平成7年4月2日現在

【『甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ 』兵庫県都市住宅部,p246】

民間賃貸住宅の借り上げ

- ・730世帯の応募のなかから、111世帯、262人が2月中旬～下旬にかけて入居した。また、3月8日～10日までの2次募集を行ったが、268世帯の応募のうち、28世帯、63人が3月下旬～4月上旬にかけて入居した。【『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p157-158】
- ・原則、6ヶ月間の提供としていたが、住宅確保のめどが立たない被災者のために、平成8年3月まで6ヶ月間に限り延長し、公営住宅入居、自宅再建、当該民間アパートとの自己契約、応急仮設住宅への入居斡旋等により期限内に全員撤去した。【『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p158】

企業社宅等の提供

- ・2月末までに194戸、最終的には217戸の入居が行われた。企業社宅等の入居状況は、遠隔地の社宅では低調であったが、被災地に近い社宅から入居が進んだ。【『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県,p158】

図 一時提供住宅の入居決定までの流れ

95.1.17 発災
1.17 会社の各事務所と連絡をとり県営住宅の空家状況を把握。近隣府県等に対して空家住宅の提供を要請。
23 被災者からの一時入居の相談に対応するため専用電話を10台設置。
雇用促進事業団が空家1,733戸を被災者用に確保し、同事業団兵庫県雇用促進センターで一時入居募集を開始。
24 県庁内に岡山県公営住宅への一時入居現地連絡窓口を開設。
公団関西支社から近隣府県に所在する2,172戸の空家住宅の提供を受け被災市町に配分。
26 大阪市内に建設省支援の被災者用公営等斡旋支援センター（全国公営住宅等の一時入居をあっ旋）が設置。
27 公団関西支社による全国の空家住宅約3,000戸の一時入居の募集開始。
28 一時入居受入可能戸数25,444戸、入居決定戸数1,987戸。
31 被災者用公営等斡旋支援センターが作成した全国公営住宅等の空家情報リストを避難所等に500部配布。
2.09 被災者用公営等斡旋支援センターが作成した全国公営住宅等斡旋周知用ポスター・チラシを5万部配布。
10 一時入居受入戸数29,339戸、入居決定戸数5,928戸。
16 一時入居受入戸数29,360戸、入居決定戸数6,434戸。
3.15 一時入居受入戸数29,738戸、入居決定戸数9,135戸。
被災者用公営等斡旋支援センターが神戸市内から県住宅管理課内に移転。
4.27 一時入居受入戸数29,971戸、入居決定戸数10,302戸。
6.30 入居決定戸数11,159戸。
7.31 入居決定戸数11,359戸。
8.31 入居決定戸数11,417戸。
9.30 入居決定戸数11,494戸。
10.31 入居決定戸数11,557戸。
11.30 入居決定戸数11,618戸。
12.28 入居決定戸数11,634戸。
96.
1.31 入居決定戸数11,689戸。
8.08 建設省通知に基づき、一時入居者に対し居住意向調査を行い正式入居を希望する被災者に対応。

【『阪神・淡路大震災兵庫県の1年の記録』兵庫県】及び【『甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ 』兵庫県都市住宅部】より作成

市 町

阪神・淡路大震災に対してとった措置
【神戸市】
一時使用空家住宅の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・市営、県営、公団住宅をはじめとして、他府県を含む公的住宅の空家の確保に努めた。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p287] 一時使用住宅の募集 ・1月27日～2月2日まで各区で臨時的に応募窓口を設置、応急仮設住宅と公営住宅などの空家の募集を行った。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p287] <p>【芦屋市】 運輸省等の尽力で新日本海フェリーと船舶のチャーター契約を締結し、1万トン級の大型船（フェリーすすらん）を洋上避難所とした。[『阪神・淡路大震災芦屋市の記録'95～'96』芦屋市,p151-152]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】 第1次から第5次まで募集を行い、1,477戸が入居。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p287]</p> <p>（提供された空家には）通常であれば退去後に部屋の改修を行うがその間もなく、できる限り多くの住宅を確保するため、建替予定で長期間空家のまま放置されていたところも含まれていた。[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市,p44]</p> <p>【芦屋市】 申し込み者が少なかったため順次募集幅を拡げ、最終的には全市民を対象とし、1月31日から2月未までの29日間を船舶避難所にした。利用者は延べ1460人余り。[『阪神・淡路大震災芦屋市の記録'95～'96』芦屋市,p151-152]</p> <p>個室、またはベニヤ板で6畳間ぐらいの広さに仕切られ、共用風呂、暖房付き、医師・ボランティアが常時滞在、1日1,000円の食費という、同じ時期の他の避難所と比べると破格ともいえる好条件であったが、2月4日現在、募集枠の300人を大幅に下回る21人の応募しかなかった。不人気の理由は、指定避難所と違って食費が必要であったことよりも、阪神尼崎駅まで約3km、通勤時間帯にバス3本のみという交通の便の悪さにあったと思われる（毎日新聞1995年2月4日夕刊より）[柏原士郎・上野淳・森田孝夫・編『阪神・淡路大震災における避難所の研究』大阪大学出版会,p188]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>民間船舶会社により、宿泊施設として旅客船が提供された。具体的には、神戸港において救援、復旧要員用に延べ8隻の船舶が提供されるとともに、津名港において被災者用に1隻、尼崎西宮芦屋港において被災者用に1隻、大阪港において被災者用に1隻が提供された。[『平成7年版防災白書』国土庁,p56]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>法令の整備等</p> <p>防災基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくことを定めている。 ・また、被災都道府県の応急仮設住宅建設等に際して国に要請があった場合は、非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼し、要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うことなどとしている。 <p>[『防災基本計画』中央防災会議]</p>

取組内容

【厚生労働省】

災害救助研究会の設置

- ・厚生労働省においては、応急仮設住宅を含む災害救助全般のあり方について検討するため、災害救助研究会を設置した。災害救助研究会では、平成8年5月に「大規模災害における応急救助のあり方」を提言し、その中で応急仮設住宅の設置について、公的住宅の一時使用や民間アパートの借上げ制度の活用などが必要であるとしている。[『大規模災害における応急救助のあり方』災害救助研究会]

参考：「大規模災害における応急救助のあり方」(平成8年5月、厚生省・災害救助研究会) 抜粋

応急仮設住宅の設置

(公的住宅の一時使用、民間アパートの借上げ)

今回、住家を失った被災者に対し、公営・公団住宅の一時使用が認められ、全国で最大時約1万2,000世帯が入居した。また、兵庫県においては、民間アパートを応急仮設住宅として借り上げたが、今後も必要に応じて、これらの制度の活用が考えられる。

(『大規模災害における応急救助のあり方』平成8年5月、厚生省・災害救助研究会)

大規模災害救助研究会の設置

- ・兵庫県の検証事業や旧国土庁の被災地における住宅再建支援の在り方に関する検討委員会等各種の調査研究等が行われたこと等を踏まえ、平成12年6月に社会・援護局長の私的懇談会として大規模災害救助研究会を設置した。大規模災害救助研究会では、平成13年4月に「大規模災害救助研究会報告書」を取りまとめており、その中で、公営住宅や民間賃貸住宅等の既存の住宅ストックの活用などを提案している。[『大規模災害救助研究会報告書』大規模災害救助研究会]

参考：「大規模災害救助研究会報告」(平成13年4月、厚生労働省・大規模災害救助研究会) 抜粋

6 応急仮設住宅等のあり方

(2) 既存の住宅ストックの活用

ア 公営住宅への一時入居

公営住宅の一時使用は、災害時の仮住まい確保のための一般的な措置として公営住宅法に位置づけられているものではないが、今後とも、地方公共団体において、状況に応じつつ、公営住宅の本来目的の達成に支障のない範囲での緊急避難的な措置として、公営住宅の空家を被災者の一時使用に提供することも現実的な対応策の一つと考えられる。

イ 民間賃貸住宅の活用

災害発生時には地方公共団体が優先的に確保できるよう、あらかじめ業界団体等と協議、協定等を行っておくことが考えられる。

また、阪神・淡路大震災においては、復興基金による家賃補助が行われたところであるが、これは既存住宅の活用を図るとともに、被災者が自ら入居先を選択し、一定期間にわたって安定した居住を確保できる制度であり、被災者の住宅支援策の選択肢の一つとして考えられる施策である。

(『大規模災害救助研究会報告』平成13年4月、厚生労働省・大規模災害救助研究会)

【内閣府】

被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会の設置

- ・内閣府は、自然災害によって住宅が全半壊した場合に、その再建・確保に対する支援のあり方を総合的な見地から検討を行うため、平成11年1月8日に被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会を設置した。同委員会では、平成12年12月に「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書」を出し、その中で、応急仮設住宅については、2)社宅、民間賃貸住宅の活用を推進して多様化を図るなどの提案があった。[『被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書』被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会]

参考：「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書」(平成12年12月4日、被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会) 抜粋

(2) 応急仮設住宅への入居等の仮住まいの段階

	<p>応急仮設住宅の改善 仮設住宅については迅速な供給を確保するとともに、住環境の改善に努め、可能な限り仮設住宅の提供に代替する手段を準備する必要がある。このため、住宅の補修に対する支援方法を充実・弾力化して仮設住宅の需要を抑制する、社宅、民間賃貸住宅の活用を推進して多様化を図る、用地問題の解決策として自宅跡地への建設を進める、家族数に応じて仮設住宅のタイプの多様化を図る、などの提案があった。 (『被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書』(平成12年12月4日、被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会))</p>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 兵庫県震災対策国際総合検証事業検証報告において、応急仮設住宅に関して、応急仮設住宅用地の確保をはじめ、応急仮設住宅の分担備蓄や建築技術者等の協力体制づくり等、事前の実践的準備や研究の推進、震災時の住まいの確保のための多様な選択肢の検討、こころのケアを重視した応急仮設住宅入居者に対する生活支援の充実などを提言している。[三浦文夫「応急仮設住宅をめぐる施策の課題とあり方」『阪神・淡路大震災震災対策国際総合検証事業 第2巻《応急救助》』兵庫県・震災対策国際総合検証会] 「平成16年度国の予算編成に対する提案」(平成15年6月)において、国に対して大規模災害救助研究会報告の具体化とともに、災害救助法の弾力的な運用等を求めている。[『平成16年度国の予算編成に対する提案』兵庫県]</p>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 神戸市は、地域防災計画において応急仮設住宅の供給体制、高齢者・障害者向地域型仮設住宅の設置等について定めている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]</p>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>(公営住宅等の一時提供への応募が少なかった理由について)その二次的な理由は、使用期間にあった。大阪府福島官舎は7月31日まで、「それ以降の延長はできません」と付記されていた。府営、公社、公団の空家の使用期間は「原則六ヶ月とします。やむをえない事情がある場合でも通算して一年を超えることはできません」と明記されていた。それに対し、市内に建設される応急仮設住宅については「完成の日から二年以内」とされていた。賃貸住宅の需給関係はにわかひっ迫し、家賃も高騰を始めた。六ヶ月以内に希望する家賃と広さの賃貸住宅が見つかる保証は何もない。運よく見つかったとしても、その段階で応急住宅を出ればよい。少しでも使用期間の長い応急仮設住宅を選択した。(『報道されなかった災害対策』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会) 住宅対策担当職員の必死の努力にもかかわらず、市外の受け皿住宅のなかには質の悪いものが多かったという。もともと空家とはいえ、壁にはカビが浮くなど、相当の手入れをしなければ住めない住宅が目立った。「浴室あり・浴槽なし」という一件奇妙な物件が大半を占めていた。原則半年しか住めない住居に、金をかけて手入れすることなどできない。下見に出かけた避難者の怒りの声を聞くのもまた避難所担当職員の仕事だった。このことから、市外の物件に当選した人の中から、辞退する人が続出した。(『報道されなかった災害対策』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会) これまで全壊世帯に対する仮住まいの確保に関しては、応急仮設住宅の建設を中心に対応されてきた。しかしながら、既に述べたように、用地確保等の点で迅速かつ大量供給が難しい場合もあること、利用後は社会的ストックとして残らないことなどの課題も指摘されているところである。被災者のニーズも多様化していることを踏まえれば、今後は、応急仮設住宅を必要最小限に抑えつつ、状況に応じて公営住宅、民間賃貸住宅等既存のストックの活用を図ることが必要である。特に、住宅を失った被災者の立ち上げりを支援することを目的として、被災後の一定期間、家賃負担を軽減することについて検討する必要がある。(『被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書』(平成12年12月4日、被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会))</p>	

する検討委員会)
課題の整理
<p>提供住宅の(一定の)質の確保、使用期間 被災者の状況(身体状況、世帯人員等)と提供住宅のマッチング 多様な応急住宅確保策の検討(自力仮設住宅に対する支援、民間賃貸住宅等の自力確保に対する支援、事業用仮設住宅の早期実現等) 災害救助法の運用</p>
今後の考え方など
<p>阪神・淡路大震災の際は、移転就職者用宿舍(雇用促進住宅)や勤労者福祉施設を被災者の居住の場及び避難場所等として提供してきたが、本対策については、平成8年1月をもって終了しており、将来同様の状況が生じたときは、本対策を参考としながら、適切な措置を講じてまいりたい。(厚生労働省)</p> <p>復興10年総括検証においてストックマネジメントを中心とした住まい・まちづくりの政策の推進について提案がなされている。(兵庫県)</p>